別記(二)

覺書

首務時計工場対従業員ノ労働争議ハ今回牛込水楽坂共ニ窮見為ホ主任ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ円満解決シタルニ付テハ茲ニ覺書三通ヲ作成シ当事者双方及牛込水楽坂共窮見各一通ヲ所持スルモノトス

一、昭和四年八月十二日ヨリ休業間ニ対スル月給額及今年一月三日工場閉鎖ニ伴フ解雇手当ヲ命セテ金壱千円ヲ支給ス

一、事業主ハ金一封(金七百円)ヲ支給ス

昭和四年八月二十二日

首務時計工場主　首務　栃支　(印)
　　栗林　信　(印)

首務時計工場従業員代表者　代表者　義太郎　(印)
　　川島　正治　(印)
　　林忠　雄　(印)

牛込水楽坂[illegible]　酒井　仰太夫　(印)

以上

労秘第一九九九號
昭和四年九月二十日

警視總監　丸山鶴吉

八、三〇一九、一四

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官殿
大坂府知事殿

東京金鋼株式会社ノ労働争議ニ関スル件

争 14.9.24 769

要旨
労働總同盟東京鐵工組合代々幡支部長鷲津精一郎ハ屢々工場主ニ会見ヲ申込ミタルモ拒絶セラレ十四日常務取締後田中春之助ヨリ解雇手当額ヲ發表シタルニ満足シ圓満解決セリ

(第二報ー解決)